

# 放射性物質の農産物等への影響調査について（第198報）

平成26年7月11日

埼玉県は、国の協力を得て東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査を実施しています。

今回の調査では、野菜・果樹、麦、茶、水産物及び市場流通品について検体を採取し分析を行った結果、全ての検体において基準値を下回りました。

## 1 野菜・果樹の調査結果

採取日：平成26年7月7日、8日

結果判明日：平成26年7月10日

分析機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
コマツナ	狭山市	<4.2	<5.0	—
チンゲンサイ	狭山市	<5.2	<4.5	—
トマト	富士見市	<4.0	<5.4	—
ナス	さいたま市	<4.8	<5.2	—
	上尾市	<5.0	<6.4	—
	伊奈町	<5.0	<5.4	—
エダマメ	三郷市	<8.7	<6.6	—
ジャガイモ	狭山市	<3.6	<4.9	—
スイートコーン	鳩山町	<6.5	<7.2	—
アスパラガス	狭山市	<6.6	<6.6	—
モロヘイヤ	羽生市	<5.7	<5.3	—
プラム	東秩父村	<6.0	<5.6	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.6～8.7Bq/kg）未満であることを示す。

## 2 麦の調査結果

採取日：平成26年7月2日、3日、4日、8日

結果判明日：平成26年7月10日

分析機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
小麦	J A 南彩 (※1)	< 4. 2	< 3. 7	—
	J A 榛沢 (※2)	< 3. 4	< 3. 5	—
	J A あだち野 (※3)	< 2. 8	< 3. 3	—
六条大麦	J A 埼玉中央 (※4)	< 4. 3	< 4. 1	—
	J A くまがや (※5)	< 5. 5	< 4. 0	—
はだか麦	J A くまがや	< 4. 5	< 3. 9	—
基準値 (一般食品)				100

※1 J A 南彩 … さいたま市岩槻区、春日部市（旧庄和町地区を除く）、久喜市（旧栗橋町、鷲宮町地区を除く）、蓮田市、宮代町、白岡市

※2 J A 榛沢 … 深谷市の一部（旧岡部町の一部の地区）

※3 J A あだち野 … 上尾市、伊奈町、北本市、桶川市

※4 J A 埼玉中央 … 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、鳩山町、川島町、吉見町、東秩父村

※5 J A くまがや … 熊谷市、行田市の一部（大字小薮田字高値地区）

※6 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（2. 8～5. 5Bq/kg）未満であることを示す。

### 3 茶の調査結果

採取日：平成26年7月7日

結果判明日：平成26年7月9日

分析機関：一般社団法人 埼玉県食品衛生協会 検査センター

品目	生葉 生産地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
荒茶浸出液 (二番茶) * 飲用状態での検査	所沢市	< 1.0	< 1.0	—
	飯能市	< 1.0	< 1.0	—
	坂戸市	< 1.0	< 1.0	—
	鶴ヶ島市	< 1.0	< 1.0	—
	日高市	< 1.0	< 1.0	—
基準値 (飲料水)				10

「< 1.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (1.0 Bq/kg) 未満であることを示す。

#### \* 飲用状態での検査

厚生労働省の「食品中の放射性セシウム検査法」に定められたとおり、荒茶又は製茶を30倍量の湯 (90℃) で60秒間浸出させ、40ℓの茶こしでろ過した浸出液をゲルマニウム半導体検出器で検査している。

### 4 水産物の調査結果

採取日：平成26年7月1日

結果判明日：平成26年7月9日

分析機関：いであ株式会社 食品分析センター

品目	産地 (市町村名)	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
コイ (天然)	芝川(さいたま市)	4.9	9.1	14
	綾瀬川(越谷市)	9.2	17	26
基準値 (一般食品)				100

## 5 市場流通品（他県産畜産物）の調査結果

採取日：平成26年7月7日

結果判明日：平成26年7月7日

分析機関：埼玉県食肉衛生検査センター

品目	産地 市町村名	放射性物質（Bq/kg）		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
豚肉	群馬県前橋市	< 25		—
	群馬県前橋市	< 25		—
	群馬県桐生市	< 25		—
	栃木県さくら市	< 25		—
基準値（一般食品）				100

※ NaI（シンチレーションスペクトロメータ）によるスクリーニング分析。

※ 「< 25」とは、検査機器で測定できる検出限界値（25Bq/kg）未満であることを示す。

（注） 検査機関では厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

### 【問合せ先】

（野菜・果樹・麦・茶については）

農林部 農産物安全課

有機・安全生産担当 長嶋・中村・湯浅

直通 048-830-4057

内線 4057

E-mail: a4070-05@pref.saitama.lg.jp

（水産物については）

農林部 生産振興課

内水面漁場管理委員会・水産担当 梅沢・来間

直通 048-830-4151

内線 4151

E-mail: a4130@pref.saitama.lg.jp

（市場流通品については）

保健医療部 食品安全課

監視・食中毒担当 坂梨・渋谷

直通 048-830-3611

内線 3611

E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp